

消費者被害注意報 No. 31

相談事例

《相談の内容》

7カ月前から、業者に電話で喫茶店に呼び出され、自分が描いた絵画を「**展覧会へ出展しませんか？**」「**自費出版をしませんか？**」と様々な契約を何度も勧誘され、契約をしてきた。

昨日も電話で呼び出され、展覧会への出展契約をしてしまった。しかし、**毎月、銀行口座から高額の引き落とし**があり**支払いが大変で後悔**している。親戚に相談したところ「昨日契約した展覧会の出展契約はクーリング・オフできるのではないか。」と言われたが、解約することは可能だろうか。

趣味の絵画を「展覧会へ出展しませんか？」「自費出版をしませんか？」と何度も勧誘され契約。高額な支払いに後悔…。

《対応の内容》

センターから業者へ連絡したところ「昨日契約した展覧会への出展契約についてはクーリング・オフが適用されるので解約に応じます。また、納品済みの本及び終了した展覧会の一部を支払ってくれば、その他の契約代金については請求しません。」との回答を得ました。また、相談者には、今後は本当に必要な契約なのかよく考えてから、慎重に対応するように助言しました。

身守りのポイント

「自作の作品を掲載」という趣味に対する心理を巧みに利用し、特に電話勧誘で高齢者を狙った悪質な手口が多くなっています。自分の作品を発表する機会を得ることは嬉しいものですが、**本当に必要な契約かどうかをよく考え**、契約条件等を確認するなどして、慎重に対応するようにしましょう。**相手の説明に少しでも不審な点があるときはきっぱり断る**ことが大切です。

また、「**短歌**」「**俳句**」「**書道**」などにも同様の手口が見られます。

日頃からこのようなトラブルがあることを高齢者との話題にするようにしましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111